

はじめに

春陽の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
2014 年度がスタートし、我々スタッフも新たな気持ちで本再開発に
取り組みたいと思っています。このニュースも第 15 号の発行
となりました。皆さまにより多くの情報をお届け出来るよう
50 号、100 号の発行を目指して頑張っていきたいと思
います。引き続きご協力をよろしくお願い致します！



理事会でデベロッパーによるプレゼンテーションを実施しました！

今後の参加組合員予定者の選定を行うにあたり、2012 年 12 月および 2013 年 12 月にデベロッパー各社に本再開発への進出意向をヒアリングしました。

今回選定対象者としてのデベロッパー複数社を決定するため、本再開発への進出意向アンケートを提出頂いたデベロッパーによるプレゼンテーションを理事会で実施しました。

今回のプレゼンテーションを参考に理事会にて協議のうえデベロッパー選定対象者を複数社選定しました。その後のデベロッパーの選定については下記の流れを予定しています。

最終的には理事会にて選定したデベロッパーを組合員の皆さまに承認していただくべく今年 10 月に臨時総会を開催する予定です。

【デベロッパー選定に関する今後の流れ（予定）】

(2 月～3 月：理事会でのプレゼンテーション方法等の検討)



4 月：理事会でのデベロッパープレゼンテーションの実施
デベロッパー選定対象者(複数社)の決定



5 月～7 月：理事会でのデベロッパー選定方法等の検討



9 月：理事会でのデベロッパーの選定



10 月：臨時総会でのデベロッパーの承認



再開発本組合設立時に、参加組合員として事業参画（予定）

デベロッパープレゼンテーションの結果は今後のまちづくりニュースでお知らせします！

再開発に関するQ&A その10

Q16. 参加組合員とはどんな役割があるの？

A. 組合施行の市街地再開発事業で、施行区域内に土地・建物の権利を有しないが、保留床の取得予定者として市街地再開発事業に参加し、市街地再開発組合の定款で定められた者を「参加組合員」と言います。（都市再開発法21条）

再開発組合の定款は組合設立時に定めるため、準備組合段階で参加組合員予定者の選定を行うことが一般的です。

参加組合員を入れるメリットは、保留床取得者が早期に定まり、都市再開発法33条の特別の議決を経なければ参加組合員の変更をすることができないため、保留床処分に関して事業推進上最も信頼性の高い制度と言えます。

※住宅建設目標が定められた再開発事業においては、民間デベロッパー等を参加組合員として選ぶことに際し、あらかじめ公的住宅等を建設するものに対して参加する機会を与えることとなります。



周辺の大規模マンションの皆さまに事業計画の説明をしました！

3月下旬にプラウドタワー武蔵小金井・コスモフォーラム武蔵小金井・シャトー小金井といった当地区周辺の大規模マンションにお住まいの皆さまに、本再開発の事業計画をお伝えする説明会を開催致しました。

様々のご意見やご要望を頂きましたが、本準備組合としては周辺の皆さまに本再開発がご理解頂けるように引き続き継続的に情報発信をしていきたいと思っております。

権利者の皆さまも本再開発に対するご理解とご協力を引き続きよろしくお願い致します！

引き続き加入届の提出をお待ちしております！

ご意見、ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください！

編集・発行：武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合

事務局：小金井市本町1丁目8番1号 日興パレス小金井 201

武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合事務所（担当：稲邊、久保、新谷）

電話：042-316-4711 / FAX：042-316-4712

HPアドレス：<http://www9.ocn.ne.jp/~musako2s/>

総合デザイナー：東京都墨田区横網 2-10-12 AXSビル5階

株式会社佐藤総合計画

電話：03-5611-7251